

令和8・9年度 提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）

○ 必要 ● 該当する場合に必要

	書類名	法人	個人	備考
—	受付票（*）	○	○	指定様式での添付が必要です。 ※受付票は審査後「申請支援サービス」より印刷できます。
1	測量・建設コンサルタント等業務入札参加 資格審査申請書（*）	○	○	指定様式又は申請支援サービスで作成した申請書 ※市内業者のみ高梁市在住の社員の確認のため、 住所がわかる書類の添付をお願いします。
2	営業所一覧表	●	—	営業所を有している場合
3	測量等実績調書	○	○	
4	技術者経歴書	○	○	
※	測量士名簿記載事項証明書	●	●	測量を希望される場合で高梁市に営業所を置く場合のみ。
5	営業経歴書（沿革の記載されたもの）	○	○	
6	商業登記事項証明書 (個人の場合は身分証明書) ※写し可	○	○	・登記事項証明書…法人登記事項。法務局で発行 ・身分証明書…本籍地の市町村窓口で発行 ※発行年月日が令和8年1月1日以降のもの 高梁市に営業所等を置く場合は、商業登記事項証明書に 支店登録がある場合のみとします。 ※建築関係建設コンサルタント業務は除く。
7	営業に關し法律上必要とする登録の証明書 (登録証明書・現況報告書) ※写し可	○	○	登録業者のみ ※登録がない業種の登録はできません。（市内業者除く。）
8	財務諸表	○	○	個人事業主は、「貸借対照表」および「損益計算書」
9	委任状 ※受任者がその会社の社員でない場合のみ 受任者の身分証明書	●	—	入札、契約締結等について、支店長等に権限を全て委任する場合 ※全ての権限を委任しない場合は、支店等での登録はできません。 身分証明書は、受任者の本籍地の市町村窓口で発行
10	完納証明書(未納、または滞納がないことの証明) ※写し可	○	○	
	(1)国税			本社(本店)分。所轄の税務署で発行(スマホでも申請できます。) 法人「様式その3の3」、個人「様式その3の2」
	(2)都道府県税 ※委任先がある場合は、委任先の所在地の証明			・県内業者…所轄の県民局(地域事務所)で発行 ・県外業者…所轄の都道府県税窓口で発行 ※委任先がある場合は、委任先の所在地の証明
	(3)市町村税 ※委任先がある場合は、委任先の所在地の証明			・市内業者…高梁市税務課(地域局)で発行 ・市外業者…所轄の市町村税窓口で発行
11	労働保険(労災・雇用)加入証明書 (領収書は不可) ※労働局によって申請の名称等が違います。雇用保険又は労働保険に加入していることがわかる証明書をお願いします。 または申立書（*）	○	○	※労働局又は労働保険事務組合等で証明 ※雇用保険又は労働保険に加入していることが証明できる書類 ※第3期分まで未納がない「雇用保険加入・雇用保険料等納付証明願」でも可能とします。 ※加入義務がない場合は、申立書を提出ください。
	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書 または申立書（*）	○	○	※健康保険及び厚生年金保険に加入していることが証明できるもの。(管轄の年金事務所等で証明を受けてください。) ※「社会保険料納付証明書(対象期間R6.1月分～R7.1月分)」でも可能とします。 ※加入義務がない場合は、申立書を提出ください。
12	業態調書(測量・建設コンサルタント等)（*）	○	○	
13	使用印鑑届（*）	○	○	原本に限る
14	印鑑証明書 ※写し可	○	○	・法人…所管の法務局で発行 ・個人…市町村窓口で発行
15	高梁市暴力団排除条例に係る誓約書（*）	○	○	様式は「法人用」と「個人事業者用」があります ※申請者の署名・押印(委任先の受任者は不可)

※各証明書は写し(コピー)可。発行年月日が令和8年1月1日以降のもの

※提出書類のうち、（*）のある様式については、高梁市ホームページからダウンロードできます。

※必要書類の添付ができない場合があれば、理由等を記載した「申立書」(任意様式)を添付してください。